

令和6年度鹿児島県発達障害者支援地域協議会 議事要旨

- 1 日 時
令和7年1月29日（水）10：00～11：40
- 2 場 所
カクイックス交流センター4階 大研修室第4
- 3 出席者
委 員 27名中24名（内オンライン参加5名）
事務局 障害福祉課長，障害福祉課長補佐ほか
- 4 議 事（協議事項）
地域療育支援体制の整備について

【事務局・こども総合療育センター】

（地域療育支援体制整備に向けた現在の取組と今後の方向性について説明）

【A委員】

昨年11月の新聞で、県内で自閉症の子どもが21倍に増えたという記事が出た。

その中で、保護者の発達障害への認知・理解が進んだから増えたと書かれていたが、私はその理由ではないと考えている。子どもの数が減っていつているのに、支援学級などが増えていることには、何らかの理由があると思う。

その理由に対応していかないと、保育園の現場も、今までの保育に対する先生の配置の数では対応が追いつかない。保育園では、落ち着きがない、話が聞けない子どもが非常に多い。この状況では、県や国が認めた職員の配置人数では到底足りなくて、どこの園でも人員をプラスしている。

このように、人は減ってきている、お金も収入も減ってきている中で、課題ばかり増えている。事務局が提示した支援体制の方向性についても、実際に増えてきている発達障害の子どもたちに対してやっていかなければならないことだとは思いますが、現状、やることが増えていることに対して、対応する人とお金が追いついていない。

これを解決するために、なぜ発達障害の子どもが増えているかという根本的なところを把握して、発達障害の予防をしながら、この取組もやっていかないといけないのではないかと、現場にしながら感じている。

そこで、この配慮が必要な子どもたちが増えてきている理由は何なのかにつ

いて把握しているのかしていないのか、また、これが理由であろうということがあれば教えていただきたい。

【B委員】

先日、発達障害学会に行ってきた、日本全国の専門家と話し合う機会があった。その中で、上手くいっているところや上手くいっていないケースなど、様々な話を聞いてきたところ。

実際の診察場で感じるのは、やはりその子どもの能力や適応力、特性と、その子どものいる環境が合わないケースが多いというところ。それだけかどうかは現状では断言できないが、例えば、IQ100で知的に正常だが、LCSAという言語コミュニケーションの検査をすると60ぐらいで知的障害の範囲となる。そうすると、やはりIQそのものは正常でも、言語のコミュニケーションで理解するのは難しいといった子どもがいる。そのような子どもたちを見ていると、やはり不登校になっているケースがとても多いのかなと思っている。

今、そのような研究が進んでいると聞いているので、それらを追ってみたいと考えている。

【会長】

今の質問に関しては、まだ答えが出ていないのが実情で、確かに、根本的なところがわかってそこにメスを入れることができれば、かなり改善する可能性はあるのではないかなと思う。学会等で、新たな情報があつたらまた共有しながら、我々できることはないか探っていけたらと思う。

【A委員】

睡眠とメディアのことについて、8年ほど前に、これも新聞で、県内の公立の小中学校の子どもたちの6割が携帯依存症であるという記事を読んだ。8年前で6割であれば、昨今携帯を持ってない子どもはほとんどいないので、今は8、9割になっているのではないかなと思う。また、去年の3月に本県は学力が全国平均を下回った。これは根拠としてはっきりしたものではないと思うが、携帯依存や睡眠不足が学力低下の要因のひとつであろうということはたくさん発表されている。

実際に、今てんかんの子どもたちが増えている。うちの保育園でも、月に1回てんかん発作を起こす子どもが急に出た。もう1人、目が斜視になってきて、てんかんを起こすようになった子どももいる。この子どもたちは、YouTubeをよく見ている。

自律神経は交感神経と副交感神経が入り交じっているもので、恐らく、自律神経失調症を繰り返している状態が続いている子どもたちが増えていると思う。

一つの原因として、眠育推進協議会でもそれをどんどん言っているのだから、要は携帯を長くさわらない、寝ましょうという、ただこれだけを徹底すれば、そのような子どもたちが減っていくのではないかなと思う。

今では、2歳児の子どもたちもスマートフォンを触っている。このことを勉強会で保護者にも言っているが、それでも保護者は触らせている。やはりスマートフォンを使ってない子は元気で集中力もあるし、いろいろなことがわかっている。YouTubeで学ぶ子は、知識はあるが、平面でものを見ているので、立体のものを理解できない。そのような子どもたちが非常に増えていると感じる。

現場でやることもたくさん増えてきているが、眠育について、この協議会で検討することでなければ、また違うどこかの場で検討していかないと、支援が必要な子どもたちは減っていかないのではないかなと思う。

今支援が必要な子どもたちには対応していかないといけないと思うが、さらに増えていくので、増えてきている理由が何で、どのようにしていかなければならないのかという部分にも少し踏み込んだ働きかけということもやっていただきたい。

【会長】

こども総合療育センターから現在の取組と今後強化していく取組等について報告があった。地域療育支援を強化する上で、今の地域療育支援体制や地域資源の現状・課題が見える化するという取組は非常に有用と思われる。また、出口票の活用など、様々な取組の話があった。非常にすばらしい取組を展開していて、見える化の取組の中でも、地域のコーディネーターが中心となって、様々な取組をやっていくような地域がもっと増えると上手くいくのではないかなと思ったところ。しかし、この取組は、コーディネーターにとっては大きな負担になるのではないかなとも思うが、その負担についてはどのように考えているか。

【B委員】

昨年からの県の好事例を探していくときに、上手くいっている地域では必ず、公的あるいは私的な、または人的な資源があって、a市でも、市の子ども相談支援センターのようなセクションがあり、そこを中心に、教育委員会の指導主事がオーガナイズ役をやっている。人口規模も相まって上手くいっている。b市であれば、古くから頑張っている保健師の方などがNPOを設立してやっているというような、地域によって経済的な側面や人的な側面を活かしながら上手くやっているように感じている。

そのことを踏まえ、わが町でどのような仕組みをつくるか、経済的にも人的にもできることがあるのかということ、Q-SACCSを使いながら、足りているところ足りてないところを見つけて、足りていなければそれを行政に働きか

けてつくり上げていってもらえるようにお願いしたいと考えている。

そのような意味で、成功例を地域に示し、あとは自発的に市町村でやって欲しいと考えている。児童発達支援センターなど仕組みづくりのオーガナイザーは、一応市町村の責任になっているので、市町村がそこをどのように動かしていくのかという、その働きかけが大事なかなと思っている。

【会長】

行政の役割として、事業所等のスキルアップなどが考えられるが、300を超える事業所がある中で、スキルアップ研修の参加者は資料を見ると20数人や40数人と数が少ないなと感じる。こども総合療育センターの方でも研修などをたくさんやっているが、参加している事業所が少ないのかなというイメージを持っている。

この状況を踏まえ、このような研修への参加・不参加などを事業所の評価などにフィードバックするなどの工夫が必要なのではないかと思うが、その辺りはいかがか。

【B委員】

今回加算というのを出てきて、少し経済的なバックアップの流れが出てきているかなと思う。あと基本的には、ここは市町村に頑張っていただかなければいけないところでもあるので、市町村に働きかけていくことが重要かなと思う。

県としては、細かいところまで指示したり、命令したりすることはできないので、やはり必要性について市町村にお願いして、ネットワークをつくる中でレベルアップを図るしかないのかなと思っている。

【事務局】

研修については、事業所の職員の方等を対象に実施しているが、それとは別に各障害児通所支援事業所、児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所に対して、3年に1回、c市はc市で指定をしているが、それ以外の市町村は県の方で事業所の指定をしている。指定をしている事業所に対して、3年に1回、運営指導ということで、事業の指導に入っており、その中でいろいろなところをチェックして指導している。

その中で、運営基準というものがあるが、今年度報酬改定が行われるのに合わせて運営基準が変更となっており、総合的な支援の推進というのが位置付けられている。これは、適切なアセスメントの実施と、子どもの特性を踏まえた支援を履行するという観点から、運営基準の中に、国の方が示すガイドライン中で謳われている健康・生活、運動・感覚、言語・コミュニケーションといった5領域と支援との関係性を明確化した個別支援計画を作成することが位置付けられて

いる。

それから、その5領域と事業所が提供する支援のプログラムの関係性を明確化して、事業所の方で公表することになっており、公表をしていない場合には、実際の施行は経過措置ということで今年度は猶予期間だが、来年度からは報酬が減算されるという仕組みが導入されている。その支援プログラムの様式やどのようなことを踏まえて作成をしなければならないかなどについては、国からガイドラインの中で示されており、各事業所はそのようなものを基に作成を進めているところ。

県としては、来年度各事業所が作成したもの等に対して、指導を行っていくということを考えている。

【C委員】

今回の協議会で、資料にあるようなスキームが示されて、これを市町村に展開していくということだと思うが、これはすばらしいことだと思う。

そこでお願いしたいのは、やはり目標を決めて、そしてどれほど達成できているのかというのを共有してもらった方が良いということ。例えば、障害福祉課の取組ということで、研修の参加者などの数字が出ているが、会長が言われたとおり、この数字がこのように少なくても良いのかということと、実際、何を目標にしている、何人来たら良いのか、あるいは、何を目標にしている、これだけしか来ていないから改善しなければならないというような情報をつけないと、やりましたという報告を聞いているだけになってしまうかと思う。

特にお願いしたのは、資料の体制図を基に、今後、恐らく市町村がやるということになると思うが、その達成度がどの程度なのかというのを、来年度の協議会で教えていただきたい。

あるいは、先ほどのQ-SACCSも、恐らく市町村ごとにすると思うが、実施率や実施した結果というものがどういうものか、そしてもし達成率で改善すべきところがあれば、それを議論してスキームを動かしていくことを心掛ける必要があるのではないかと思う。

【会長】

達成率というのは非常に重要で、受ける側も何かよくわからず、とりあえず受けておこうかという状況であるためにこの数字になっているとも思われるので、例えばこの研修を受けたら、どの施設からどの程度の人数が受けたかがわかるようにするといった工夫も考えられると思う。我々もこの事業所が良いのか、事業所のクオリティが分からないのが現状。達成度についても、次の協議会で議論できたら良いと思う。

また、地域診断について、各地域でも、Q-SACCSを用いて地域診断が行

われていると聞いているが、実際に行っているd市の取組状況はいかがか。

【D委員】

d市では、本市にあるe大学の大学院生が、発達支援を利用している子どもの保護者の思いを研究したいということで、その現状を把握するためにQ-SACCSが作成されたところ。発達支援を利用している子どもの保護者にインタビューを行って、当事者から見た地域支援体制の課題について研究し、論文作成もされた。

昨年11月、発達障害者支援センター主催の地域発達障害対応力向上研修会でも、大学院生と市の職員と2人で事例発表をしたところ。

この大学院生が作ったQ-SACCSの表における市の強みとしては、就学前の社会資源が充実している点、課題としては、医療的支援に関して発達障害に対応する医療機関の不足、医療的支援につなぐ機関や事業の明確化・機能強化が挙げられるというような考察が行われたところ。

市としても、この大学院生が作ったQ-SACCSの表をベースにして、自立支援協議会の子ども部会で、いくつか我々が考える支援を追加して、部会の中で協議をしたところ。

Q-SACCSに取り組んでの感想としては、地域資源がどのような状態かということが可視化され、どの立場の人でもわかりやすい、利用する側からの課題を知ることができたというところ。

自立支援協議会の中で、日頃から地域課題というのは上がってはいたものの、事業者やそれぞれの立場によって、地域課題が自分のことと認識できていない部分もあった。それを今回、Q-SACCSの取組により、地域の現状を可視化することで、皆で考える機会ができた。

今後自立支援協議会の方でも報告を行って、継続して取組を検討していきたい。

【会長】

まさかQ-SACCSの作成がe大学の大学院生の研究から始まったとは。実際、地域資源が可視化されて、問題点が明確になるという点で、非常に良い取組だと感じた。f市においても、地域診断が進んでいると聞いているが、取組状況はいかがか。

【E委員】

f市では、Q-SACCSの作成は今年度から取り組み始めたところ。以前は「療育ガイドブック」というものを作成しており、そこに療育機関や相談機関などを掲載していた。

Q-SACCSの取組については、昨年9月の自立支援協議会の子ども専門部会において、県のこども総合療育センターから紹介があり、地域の実情に合わせてQ-SACCSに落とし込んではどうかという提案をいただいたところ。

基幹相談センターが中心になって、先行事例を11月に動画で視聴して、それぞれが持ち帰り、1月の部会で、市の教育委員会、障害福祉課、基幹相談支援センターなどの関係機関が持ち寄って、現状をシートに落とし込んだところ。

現在は0から3歳の部分を作っており、今後、4歳から6歳以降について、落とし込んでまとめていく予定としている。

【C委員】

資料のスキームを見たときに、これはこれですばらしいと思うが、例えば、専門的療育支援に放課後等デイサービスとあるが、本来は必要ではないのに、子どもを預かって欲しくて、預けるためには診断書が必要なので医療機関を受診するという場合がある。医療機関側からの立場で言うと、それがとても負担になっている。

この問題を、県としてどのように考えているのかということと、療育を受けるために必要な診断書を誰が書かなければならないのかという制度の根本的なところを教えていただきたい。

【事務局】

放課後等デイサービスや児童発達支援の支給決定というのは、市町村の方でやっている。市町村では、国の支給決定事務の手引きに基づいて支給決定を行っていると思うが、基本的に診断書が必要ということにはなっていない。支給決定を判断する上で、必要があれば関係機関に聞いたり、市町村の保健センターなどに聞いたりすることはあるが、診断書が必須ということにはなっていない。ただ、参考とするために、各市町村で診断書を求めるというのは現状あると思う。

療育の必要がない子どもに支給決定しているということはないと思うので、その子の支援が必要という判断をしたということは、基本的には必要性がある子どもということになるかと思う。

ただ実態としてどうかというところは、こちらの方でも、全部の事例を把握しているわけではないので、仮にそのような事例があるのであれば、適正な支給決定をしていくように市町村には助言をしていきたいと考えている。

【C委員】

スキームに載っていない問題もあるということでもう一つ言うと、これは伝聞だが、より診断を厳密にするために医療機関を受診させるという案が出ているという話を聞いたことがあるが、いかがか。

【事務局】

支給決定をするに当たって診断書を必須にするといった話は聞き及んでいないところ。

【会長】

診断書を書くとなると、医療機関ではいろいろな検査をしなければならない。医療機関にとっても大きな負担になるので、これは一つの大きな問題かと思う。この問題については、関係機関と連携して今後の方針について協議していければ。

【B委員】

当センターでは紹介票を使っているのですが、基本的には、困りのある子どもたちが受診している。やはり可能であれば、地域のコーディネーターやオーガナイズできるところが、ある程度地域でアセスメントをして、その子どもたちを紹介票という形で医療機関に出してもらおうという仕組みが広まってくれれば、少し入口の整理ができるのではないかと考えている。

【会長】

おっしゃるとおり、紹介票のような仕組みがあれば、医療機関にたどり着く前に対処できる事例がたくさんあるのではないかと思います。実態がどのようなになっているのかを調べて対策を考えていかなければならないかと思う。

【F委員】

発達障害に対する社会の理解は、本当に昔より広まってきたと思う。私も長年スクールカウンセラーをし、発達障害児の多い学校に行っているが、時に一般の生徒が加害者にさせられてしまうことが起き、その子どもたちは相手が発達障害であることは分からないので、ちゃんとしてあげようとよかれと思っているいろいろ口出しした結果、徐々にエスカレートしていじめになってしまうこともあり、なかなか難しいこともある。

また、学校の先生もきちんとさせようとやればやるほどパワハラになってしまうということがある。資料にも学校の記述があるが、こういった会合には特別支援学級の先生が出てくることが多いと思う。通常学級の先生にも、もう少しどのように支援すれば良いかとか、守秘義務等で難しいとは思いますが、他の子どもにどのように理解してもらえば良いかとか、そのようなことを支援することで学級経営が上手くいき、発達障害を持つ子どもとその周りの子どもにとっても良いのではないかと考えることがある。

領域が違うかもしれないが、現状、学校内では、当事者はもちろんだが、そのお子さんに関わる学校の先生も、周りの生徒もストレスを抱えていることを感じていただけるとありがたい。

【会長】

発達障害児の過敏性などが被害的な感情を促して、その感情が通常学級で普通にお世話をしようとしている子どもたちに向いてしまう。今度は感情を向けられた子どもが売り言葉に買い言葉のような状態になってトラブルになってしまうようなこともあるかと思う。

【G委員】

学校教育について、通常の学級の子どもにおいても特別支援教育が必要であるということは、文科省の方が平成19年から何度も繰り返されているので、我々も、特別支援学級や通級指導、特別支援学校といった特別な学びの場だけではなく、通常の学級においても特別支援教育を推進できるようにいろいろな取組を行っている。

その中でも、各学校で、例えばやはり担任の先生も苦労しているということで、今、特に小学校なども、教科担任制なども導入されてきており、複数の職員で子どもたちを見守っていかうといった環境づくりも行われている。

また、我々が指導の面で強調しているのは、「ユニバーサルデザインの授業づくり」で、リーフレットなどを作成しながら、特別な教育の場だけではなくて、通常の教育の場においても、障害のある子どもにとってはなくてはならない支援が、障害がないといえる子どもにとっても非常に便利な取組であるということで、国の方も、GIGAスクール構想のもとに、1人1台端末も達成されてきているので、タブレットの活用も行いながら、ありとあらゆる事業方法で、子どもたちの学び方に少しずつでも合わせた形で、学校生活が楽しく過ごせるような取組を行っているところ。

ただやはり、それぞれの委員の方の御指摘のように、対応する子どもたちの状況によっては、なかなか追いついていないところも正直あるので、そういった特別支援教育を、通常の学級においても、十分指導できるように取り組んでまいりたいと考えている。

【会長】

活発な御意見ありがとうございました。

事務局においては、本日の協議会で挙げた御意見に関しまして、きちんと整理をして、関係各所と協力しつつ、今後の事業に活用していただきたい。